

○ 太田市外三町広域清掃組合建設工事検査規程

平成 1 4 年 4 月 1 日
規 程 第 1 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、法令その他別に定めがあるもののほか、太田市外三町広域清掃組合（以下「組合」という。）が執行する工事（以下「工事」という。）について地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき組合の職員が行う検査（以下「検査」という。）に関し必要な事項を定める。

(準用規定)

第 2 条 組合が行う契約に関しては、太田市建設工事検査規程（平成 1 7 年太田市規程第 1 7 号）の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 3 月 2 8 日規程第 1 号）

この規程は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。